

## 白鷹町建設工事等に係る設計単価・歩掛の決定及び公表に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、白鷹町が発注する土木工事並びに工事に係る調査、設計及び測量業務について、請負工事費又は業務費の算定に必要な設計単価等の決定方法及び公表方法について定めることにより、入札に付する予定価格作成の適正化や入札者の設計積算の精度向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要領は、白鷹町が発注する土木工事並びに工事に係る調査、設計及び測量業務に適用する。

2 この要領によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、これによらないことができる。

### (積算基準及び歩掛)

第3条 標準的な積算基準及び歩掛については、山形県県土整備部が定める最新の「土木工事標準積算基準書」及び「設計業務等標準積算基準書」を適用する。

2 「土木工事標準積算基準書」及び「設計業務等標準積算基準書」に定めのない工種又は業務の歩掛については、「山形県県土整備部積算基準及び設計単価等決定要領」に準じて決定することとする。

### (設計単価)

第4条 標準的な設計単価については、山形県県土整備部が定める最新の「土木関係設計単価」を適用する。

2 「土木関係設計単価」に定めのない資材単価については、「山形県県土整備部積算基準及び設計単価等決定要領」に準じて決定することとする。

### (公表)

第5条 次の場合において、設計書閲覧時に設計単価・歩掛を公表することとする。

(1) 1工事あたりの調達価格(資材単価×数量)が100万円以上であり、特別調査の結果により資材単価を決定した場合

(2) 1工事あたりの施工単価(労務費+機械経費+材料費+諸雑費)に設計数量を乗じた施工価格が100万円以上であり、特別調査の結果により歩掛を決定した場合

(管理者)

第6条 建設課は、この要領を管理するものとする。

附 則

この要領は、令和3年12月1日以降の施行日から適用する。